

福県医発第871号(保)

平成16年 8月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



検査料の点数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成16年7月28日付け保医発第 0728001 で厚生労働省保険局医療課長より別紙1のとおり取り扱う通知があり、8月1日より適用となった旨、日本医師会より連絡がありました。

本通知の内容につきましては、日本医師会において別紙2のとおり整理されていますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌9月1日号に掲載を予定されています。

小郡三井医師会より

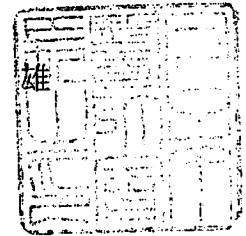
担当理事 友清 明



日医発第 491 号 (保 65)
平成 16 年 8 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治



検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 16 年 7 月 28 日付保医発第 0728001 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、8 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月 1 日号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(平 16. 7. 28 保医発第 0728001 号厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)





別 紙 1

保医発第0728001号

平成16年7月28日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成16年8月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表(平成6年厚生省告示第54号)及び老人診療報酬点数表(平成6年厚生省告示第72号)の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成16年2月27日保医発第0227001号)の一部を次のように改正する。

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(18)中「EIA法」を「EIA法又は免疫クロマト法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(25)中「ELISA法」を「ELISA法又は免疫クロマト法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成16年2月27日保医発第0227001号）別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D012 感染症血清反応 (1)～(17) (略) (18) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 「19」の糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EI A法により測定した場合に限り算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保 険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ 感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12 年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。 (19)～(24) (略) (25) 「23」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネ ラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により実施し た場合に限り1回を限度として算定する。 (26)～(41) (略)	D012 感染症血清反応 (1)～(17) (略) (18) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 「19」の糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EI A法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定 できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保 険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ 感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12 年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。 (19)～(24) (略) (25) 「23」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネ ラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロ マト法により実施した場合に限り1回を限度として算定す る。 (26)～(41) (略)

■新たに保険適用が認められた検査

平成16年7月28日 保医発第0728001号(平成16年8月1日適用)

1. 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原（免疫クロマト法）	D012 感染症血清反応の19として算定する。	160点
平成16年2月27日保医発第0227001号の別添1の第2章「特掲診療料および老人特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D012 感染症血清反応」の(18)を右のように改める。	D012 感染症血清反応 (18) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 「19」の糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法または免疫クロマト法により測定した場合に限り算定する。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断および治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保医発第180号）に即して行うこと。 ※下線部追加	
2. 尿中レジオネラ抗原（免疫クロマト法）	D012 感染症血清反応の23として算定する。	200点
平成16年2月27日保医発第0227001号の別添1の第2章「特掲診療料および老人特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D012 感染症血清反応」の(25)を右のように改める。	D012 感染症血清反応 (25) 「23」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法または免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。 ※下線部追加	

(日本医師会保険医療課)